

平成 30 年度第 1 回国立大学法人富山大学医療安全管理業務  
監査結果報告書

国立大学法人富山大学医療安全管理業務監査委員会規則に基づき、監査を実施しましたので、以下の通り報告します。

1. 監査方法

医療法施行規則第 9 条の 2 3 の 9 号に準じ、国立大学法人富山大学附属病院の医療安全管理業務について、管理者及び医療安全業務関係者等から、説明聴取、資料閲覧の方法により報告を求め、医療に係る安全管理について監査を実施しました。

2. 監査結果

①優れていた項目

- 1) 部門別・診療行為別マニュアルの改訂について、医療安全管理室が中心となり組織的に適切な見直しが行われており、病院長への承認も適宜なされている。
- 2) 死亡症例の検証会について、必要に応じて委員を招聘するなど適切な対応がなされている。
- 3) 医療安全管理委員会の委員に内科系診療科を増員し構成の見直しが行われている。
- 4) 医療安全研修会について、DVD 講習会を複数回開催し 100%の受講率を達成している。また、ミニテストを実施し受講者の理解度に創意工夫がなされている。
- 5) 医療安全管理において週 1 回のミーティングが実施され、事象内容の検証が適切に行われている。
- 6) 患者相談への対応について、医療福祉サポートセンターとの連携がなされており、必要に応じてミーティングが開催されるなど、医療安全に係る事象の対応も適切である。
- 7) 特定機能病院承認要件における平成 30 年度改正項目の取組みについて、関係規程の見直しを行うなど適切に対応している。

②改善項目、その他

- 1) 医師からのインシデント報告について、看護師からの報告を参考に報告

を依頼するなど対応が行われているが、更なる改善を検討いただきたい。  
2) 内部通報窓口について、職員への周知を含め報告件数を増やすよう対応を検討いただきたい。

平成 31 年 3 月 27 日

国立大学法人富山大学医療安全管理業務監査委員会  
委員長 伊 藤 透